

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月6日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	排ガス乾燥器冷凍機各部のフロンガスリーク確認において、(B)号機容量制御弁フランジ部よりリークが認められたため、当該弁パッキンを交換。	GⅢ	
2	1号機	残留熱除去冷却海水ポンプ(C)用電動機点検において、固定子に許容緩みがあるくさび1本が認められたため、当該くさびを補修。	GⅢ	
3	1号機	残留熱除去冷却海水ポンプ(C)用電動機点検において、回転子バーに緩み(不良1本、要注意30本)が認められたため、当該回転子バーを補修。	GⅢ	
4	1号機	残留熱除去系ポンプ(A)用電動機点検において、固定子に緩みがあるくさび1本、許容緩みがあるくさび4本が認められたため、当該くさびを補修。	GⅢ	
5	1号機	循環水ポンプ(A)用電動機点検において、不具合(サーチコイル絶縁抵抗不良、腐食)が認められたため、当該不具合を点検補修。	GⅢ	
6	1号機	循環水ポンプ(B)用電動機点検において、不具合(サーチコイル絶縁抵抗不良、腐食、フレキシブル電線管損傷)が認められたため、当該不具合を点検補修。	GⅢ	
7	1号機	電動駆動原子炉給水ポンプ(B)シール水差圧制御弁駆動部気密試験のため開操作時に、ポンプ点検により取外されていた配管フランジ部から残水の漏えい(約6リットル、汚染なし)が認められたため、当該床面を拭き取り清掃。	GⅢ	
8	1号機	低圧蒸気タービン(A)内部車室水平面締付用ナット緩め時に、締付ボルトに不具合(ネジ山カジリによる固着)認められたため、当該ボルト、ナットを交換。	GⅢ	
9	1号機	放水口試料採取系において、「検出槽レベル高」警報が発生し放水口モニタポンプが停止したため、再起動したが再度停止し一時的に監視できない事象が発生したため、原因を調査。	GⅢ	
10	1号機	直流125V原子炉建屋モータコントロールセンタ(1A)点検時、モータコントロールセンタユニットの絶縁不良12箇所が認められたため、当該モータコントロールセンタ盤端子清掃、点検。	GⅢ	
11	3号機	原子炉建屋大物搬入口エリア監視用ITV装置確認時、映像不良(モニターに映像が映らない)が認められたため、当該ITVカメラを補修。	GⅢ	
12	3号機	屋外復水貯蔵タンク廻りにおいて、電気防食装置電極ケーブル表示銘板が指標より脱落しているのが認められたため、当該銘板を取付。	GⅢ	